

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>路 線 名</p>	<p>菅谷寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字中爪字北原 七六〇番一地先から 同郡同町大字中爪字東稲岡八 七八番三地先まで（ただし、関 係図面に表示する部分に限 る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年四月二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年五月三十一 日付け埼玉県東松山県土 整備事務所長告示第八号 で告示した道路予定区域の 一部供用開始である。延長 一五一・〇〇メートル。</p>